

## 子ども医療費助成に関する事務 全項目評価書(素案)の概要について

本資料は特定個人情報保護評価書（全項目評価書）素案の概要版です。  
評価書本体は仙台市HPに掲載しているほか、本資料の配布場所でご希望の方に配布しておりますのでお声がけください。（部数が限られます）

### 1 事務の名称及び概要

#### (1) 事務の名称

子ども医療費助成に関する事務

#### (2) 事務の概要

仙台市子ども医療費の助成に関する規則に基づき、仙台市子ども医療費助成に関する以下の事務を行う。

##### ① 受給者の資格管理

- ア 資格登録・喪失・変更の届出の受理、決定及び管理を行う。
- イ 資格登録者（保護者）の所得による審査を行う。
- ウ 審査結果として受給者証の交付又は支給停止通知書の交付を行う。
- エ 受給者証の再交付を行う。

##### ② 医療費の助成

- ア 子どもが疾病又は負傷により、保険診療を受けた場合に、自己負担額の一部又は全部を助成する。
- イ 他の法令等による医療費に関する給付がある場合に、助成額の調整を行う。
- ウ 受給者の資格の変更等により過払い等が発生した場合は、返還請求及び債権管理を行う。

##### ③ Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携

- ア 情報連携のため、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、子ども医療費助成資格情報の紐付け及び登録を行う。
- イ 住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る子ども医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。
- ウ 住民が、医療機関受診時に子ども医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。

### 2 特定個人情報の内容

#### (1) 特定個人情報ファイル名

子ども医療費助成情報ファイル

##### 【主な記録項目】

氏名、住所、生年月日、性別、資格取得年月日、医療機関受診記録、助成金額、他法負担額等

#### (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う必要性とメリット

##### (必要性)

資格の認定管理、支給金額の計算等医療費助成関係事務を行う上で、加入者の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。

##### (メリット)

受給者の資格認定及び助成額の計算等における受給者が提出すべき書類の削減が図られるとともに、行政効率の向上が図られる。

#### (3) 法令上の根拠

仙台市個人番号の利用に関する条例（平成27年仙台市条例第66号） 第3条第1項別表第一の3の項

### 3 特定個人情報ファイルの取扱いの概要

#### (1) 入手及び使用について

##### ① 概要

##### (入手)

- ア 子ども医療費助成の資格管理、助成額計算事務を行うため、定期的に住民票関係情報及び地方税関係情報を入手する。
  - 住民票関係情報は、業務間連携システムで異動があった都度、オンライン照会により随時入手する。
  - 地方税関係情報は、業務間連携システムにより月1回、オンライン照会により随時入手する。
  - 生活保護関係情報は、各区保護課から連絡票により随時入手する。
- イ 他市町村からの転入による本市子ども医療費助成への資格登録時、前年度の地方税関係情報について、本人から前住所地の市町村が交付する所得証明書の提出を受け入手、又は本人からの同意を得た上で、中間サーバにより情報提供ネットワークシステムを介して入手する。
- ウ 情報提供ネットワークシステムを通じ入手をする場合の照会先が不明な場合、住民基本台帳ネットワークを通じ照会先情報を入手する必要がある。
- オ 外部との情報連携のため、PMH-IDの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバから自動的に入手する必要がある。
  - PMH-IDの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバから特定個人情報を入手する。

##### (使用)

- ア 子ども医療費助成の資格管理に関する事務  
住民票関係情報、所得情報から資格要件を確認し、資格の確認を行う。
- イ 子ども医療費助成の助成額計算事務  
医療費情報、加入健康保険情報、地方税関係情報等から助成額を決定し、助成を行う。
- ウ Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る事務
  - 情報連携のため、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、子ども医療費助成資格情報の紐付け及び登録を行う。
  - 登録後、Public Medical Hub (PMH) は、医療保険者等向け中間サーバ対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH) が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH) に応答する。
  - PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH) で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから子ども医療費助成資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。

##### ② リスク対策

- ア 届出の窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することのないよう努める。

イ 届出書等の様式及び医療助成システムへの登録は、支給に必要な情報のみを記入（入力）することとしており、必要な情報以外を入手することを防止している。

ウ 医療助成システムを利用する必要がある職員に対し、ユーザーIDを割り当てるとともに、IDと生体認証（又はパスワード）による認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとしている。

(2) 取扱いの委託の有無について

① 概要

医療助成システムの運用保守のために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。

② リスク対策

ア 仙台市の委託先における措置

○委託先を選定する際、委託候補者において個人情報保護の対策が適切かつ十分に取られているかの審査を行っている。（宮城県が委託契約を締結している宮城県国民健康保険団体連合会については、ガイドラインに準じた調査及び取扱いをしている。）

○委託契約書に以下の規定を設けている。

- ・個人情報の適正な取扱い
- ・目的外使用の禁止
- ・使用者に対する遵守事項の周知義務
- ・個人情報の適切な管理のための措置を行う義務
- ・個人情報の収集に係る制限
- ・目的外提供の禁止
- ・複写等の禁止
- ・第三者利用の禁止
- ・契約終了時の返還義務
- ・契約違反時の発注者に対する順守義務

○再委託については、委託契約書にて発注者の書面による承諾を得た場合を除いて禁じているが、業務の性質上、再委託を認めることを想定していない。

イ Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る事務における措置

○本市は、Public Medical Hub (PMH) の利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国（デジタル庁）に委託することとする。

○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に基づき、委託先となる国（デジタル庁）の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。

○特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を遵守し、委託契約書に以下の規定を設けている。

- ・秘密保持義務
- ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止
- ・特定個人情報の目的外利用の禁止
- ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
- ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録
- ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール
- ・再委託における条件
- ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保

- ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任
  - ・委託契約終了後の特定個人情報の消去
  - ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化
  - ・従業者に対する監督・教育
  - ・契約内容の遵守状況についての報告
  - ・実地の監査、調査等に関する事項
- 再委託先における措置は以下のとおり行っている。
- ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。
  - ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検（年1回程度又は随時）を実施する。
  - ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。
  - ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。
  - ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。

### (3) 提供及び移転の状況について

#### ① 概要

ア 特定個人情報等重要性の高い行政情報（特定個人情報を含む）は外部に提供してはならないとしているが、法令に定めがある場合は、予め「行政情報提供協議書」にて最高情報セキュリティ責任者（まちづくり政策局長）と協議することにより、外部への提供を可能としている。

イ 事務の遂行上、他課の保有する行政情報（特定個人情報を含む）を利用する場合は、予め当該行政情報を保有する課の情報管理者（課長等）の承認を「行政情報利用協議書」にて受けることとしている。

#### ② リスク対策

子ども医療費助成関係情報の移転を受けるには事前に書面により申請のうえ、情報管理者の承認を得なければならない運用となっている。

### (4) 保管および消去について

#### ① 概要

ア 仙台市における措置について、受給者及び医療機関等からの資格情報・医療助成情報の照会に対応するため、国保・医療助成システムにおいて保有する子ども医療費ファイルは、当分の間保管する必要があるため、ディスク交換やハード更改等の際を除き、消去は行わない運用としている。

イ Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る事務における措置について、本特定個人情報ファイルの個人情報、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、消去は行わない運用としている。

#### ② リスク対策

ア 仙台市における措置

○特定個人情報が記載された申請書等については、鍵付き書庫等に保管している。

○サーバについて、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置している。

○端末について、ワイヤロックで施錠している。

○コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新している。

- 特定個人情報を消去する際は、以下のとおり対応することとしている。
  - ・記録媒体を廃棄する場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないよう消去を行うか、消去できないものにあつては物理的に破壊を行った上で廃棄しなければならない。
  - ・記録媒体を廃棄する場合は、システム管理者の許可を得ることとし、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。
- 特定個人情報を消去する際は、以下のとおり対応することとしている。
  - ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。
  - ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。
  - ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。
  - ・外部記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。

イ Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る事務における措置

- Public Medical Hub (PMH) は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。

(5) 情報提供ネットワークシステムとの接続について

子ども医療費助成に関する事務では、情報提供ネットワークシステムと接続しない。